

平成 27 年 3 月 13 日 (金曜日)

平成 27 年度当初予算審査特別委員会会議録

(第 3 日目)

平成27年度当初予算審査特別委員会会議録第3号

平成27年3月13日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（15名）

委員長 菅原辰雄君

副委員長 及川幸子君

委員 後藤伸太郎君 佐藤正明君

小野寺久幸君 村岡賢一君

今野雄紀君 高橋兼次君

佐藤宣明君 阿部建君

山内昇一君 西條栄福君

後藤清喜君 三浦清人君

山内孝樹君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君

産業振興課参考事
(農林行政担当)

阿部 明広君

建設課長

三浦 孝君

建設課技術参考事
(漁集事業担当)

宮里 憲一君

危機管理課長

佐藤 孝志君

復興事業推進課長

及川 明君

復興用地課長

仲村 孝二君

復興市街地整備課長

沼澤 広信君

上下水道事業所長

羽生 芳文君

総合支所長兼
地域生活課長

佐藤 広志君

公立志津川病院
事務長

佐々木 三郎君

総務課長補佐

三浦 浩君

総務課財政係長

佐々木 一之君

教育委員会部局

教育育長

佐藤 達朗君

教育総務課長

佐藤 通君

生涯學習課長

及川 庄弥君

監査委員部局

代表監査委員

首藤 勝助君

事務局長

芳賀 俊幸君

選挙管理委員会部局

書記長

三浦 清隆君

農業委員会部局

事務局長

阿部 明広君

事務局職員出席者

事務局長

芳賀 俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦 勝美

午前10時00分 開会

○委員長（菅原辰雄君） おはようございます。当初予算審査特別委員会も2日目でございます。

本日も活発な委員会となることを期待しております。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻委員は佐藤宣明委員でございます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

昨日に引き続き、議案第50号平成27年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

きのう、今野雄紀委員への答弁の保留が出ますので、答弁をさせます。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

きのう、最終、19款諸収入の雑入の中で、今野委員から、市町村振興宝くじ交付金の使途等についての質問がありましたので、本日朝、委員の机上に、22年度からこのオータムジャンボの収益金に関する宝くじの交付金を受けてございますので、今年の26年度までは決定してございますので、記載した資料をお渡ししてございます。

対象事業としてはいろいろ、この交付金の要綱に規定されているのですけれども、額が400万円程度ということもありまして、当初では地域経済活性化に係る事業というメニューを選びまして、毎年申請してございます。充当している事業につきましては、商工費の商工物産振興補助金、この財源として一応活用させていただいているといった内容でございます。

参考までに、26年度、宮城県各市町に交付された、このオータムジャンボの交付金の合計でございますけれども、2億6,300万円ほどでございます。これを均等割が20%、人口割80%で算定されまして、当町には436万2,000円ほど交付を受けていると、そういった内容でございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。今野です。

今、課長から答弁があったのですけれども、この交付金を使うには、一応目的ということで、けさこの資料をいただいたのですけれども、もう少し具体に商工物産振興補助金、これはいろんな面に、いろんなあれに使われているのでしょうかけれども、具体のもし、例えばどういったやつに使っていたというのがあれば、あればなのですけれども、お知らせいただきたいと思います。

あと、今課長答弁あったのですけれども、この400万円という交付金、たしか400万円程度という答弁だったのですけれども、私思うに、震災以前ですと、庁舎の積立金が300万円ぐらいですか、そして財調もこの400万円程度の約10倍ぐらいの予算でやっていたわけなのですけれども、今後集中復興期間も終わり、特別な交付金も減らされていく中で、目的はあるにしろ、今後こういった交付金をより有効に使っていくという、そういう考えも必要じゃないかと思いまして、私は質問したわけなのですけれども、改めてこの補助金のもし具体的の使い道、もしわからなければそれでよろしいのですけれども。以上、質問を終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 商工物産振興補助金の内訳につきましては、産業振興課長の担当でございますので、その内容もし今わかればご答弁していただきますけれども、このオータムジャンボの収益金は、実は国際化の推進とか、あと情報化の推進、あと芸術文化の振興、さまざまなジャンルに分かれた財源として使うことができるのですけれども、この例ええば4,000万円ぐらいの財源で入ってくれば、事業を分類してそれぞれの財源の充当も可能なのですが、当町で400万円程度ということでございますので、財源充当は1つの事業にとりあえず絞ってこれまでも申請してまいりましたし、今後もこのような傾向で推移してまいるというふうには考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。（「全体に入ってですか」の声あり）（「いや、その振興相互補助金の財源」の声あり）

産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ただいま総務課長のほうからご説明させていただきました商工物産振興補助金でございますが、町の事業の中では、商工、これは612、商工費の中の商工振興費の中にございます商工物産振興対策事業補助金といたしまして、商工会の事業運営に町から補助金780万円、27年度では予算計上させていただいておりますが、こちらの財源といたしまして、町全体のその商工業の振興対策というようなことでの活用をさせていただいている状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員、よろしいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今課長より答弁があったのですけれども、商工会等に使われているということなのですけれども、その前の総務課長の答弁で、芸術文化にも使えるということなのですけれども、確かに復興を目指して商工にも必要なのでしょうかけれども、何かこう、芸術文化には予算が回りにくいという話も聞いていますので、そういったところにももし可能ならば振

り分けていっていただきたいと思います。これで終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この内容を初めて知ったのですけれども、今の説明を聞きますと、これまで商工会の事業の補助金ということで、400万円程度だからやってきたということですが、何ですか、そうしますと、これからは別な団体、あるいはその事業にも振り分けても構わないということも考えられるということですね。商工会の事業補助金だけでなく。たまたま今まで商工会にやっておったと。しかし、何でいいですか、情報とか、芸術文化とか、もう一つ何て言ったかね、ちょっと忘れましたが、それに当てはまる事業であれば、そういう団体なりにも補助金を出せると。商工会に限らずという理解でよろしいのかどうか。ここ何年ですか、今まで5年、ことしで6年目ですよね。来年度で。そこなのです。なぜ商工会でなければならないのかということなのです。よその団体ではないのかということですよ。そういう事業内容がよその団体には見受けられないので、今まで商工会しかなかったということなのかどうなのか。その辺。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） このジャンボ宝くじの交付金の部分につきましては、最初に申請前に額が確定してこれくらいですよという形で流れてまいりますので、年度末に最初の実績の報告の形で、この事業に充当した形で申請しようというふうに、事務処理的にはそうしてございます。したがいまして、通常の予算上は、各種事業に対してはその部分は、一般財源で肩がわりしている内容でございますので、結果的にこのような形では示してございますけれども、当然芸術文化、それから情報化の推進、各種事業は今一般財源採用してございますので、その特定財源として扱うことについては何ら問題はございません。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 要はお金の出しどころといいますかね、たまたまこういった補助金が来たからそっちに回したと。そこ、我々から見ると、どうせ補助金で来るから出しやすいのだろうというイメージがあるわけですよ。イメージ的にはね。ただ、要は同じ団体だけにその補助金の運用、利用でいいのかということなのしゃ。一般財源とその補助金の出すのは同じなのだけども、たまたまこういう補助金があって、内容もマッチしているから、こちらから出したということになると思うのですけれども、やはりそこはイメージ的にといいますか、町民の方々の理解を得るためにも、偏ったことではなく、やはり満遍なく、そういう団体があれば出すべきではないかなというふうに思いますので、前者もそのことも多分言っているの

だと思いますけれども、その辺を来年度、まだ予算審査決定したわけでもありませんから、780万円という額が大きくなってきたわけですから、その辺のところを今後十分に気をつけてやっていただければというふうに思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君）　歳入に係る審査が終了しておりますので、これより歳出の審査に入ります。なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。初めに、1款議会費、36ページから37ページの細部説明を求めます。局長。

○事務局長（芳賀俊幸君）　それでは、議会費でございます。36ページでございますが、平成27年度の議会活動及び議会運営に関する諸費用を計上させていただいております。総額が1億2,372万6,000円で、前年対比で735万5,000円の増となっております。

主な増の要因でございますが、4節共済費の中の議員共済会負担金が掛金率の改定によって増額となったことによるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君）　担当課長による細部説明が終わりましたので、1款議会費の質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　おはようございます。今野です、再び。議会費についてなのですけれども、実は最初の、さきにやった特別職のときに質問しようと思ったのですけれども、そのときに聞くと、いかにも議員の報酬を上げろみたいな感じでとられると大変だと思いましたので、今回この議会費でこの予算編成についてお聞きしたいと思います。

議長が、この議会費に関しては、関係経費を見積もって議会費に組み入れるように要求することになるということであるのですけれども、そこで我々議員の場合は、報酬ということで計上になっているわけですけれども、この報酬というのは、以前の議会でも同僚議員からあったのですが、職員に対する給料とは区別されていて、一定の役務の対価として反対給付されるものであるということで、給料は常勤の職員に対する対価として、特別職、町長、副町長、今回は教育長も入るのですか、入るようになると思うのですけれども、それと一般職級に区分されているということなのですけれども、ちなみにこの議場に出席されている課長クラスの大体というか、もうくくりでいいのですけれども、給料の月額は大体幾らぐらいになっているのかということをお聞きしたいと思います。

そこで、もう1点は、この我々がいただいている議員報酬の月額のランクは、一般職にあってはどういうランクの、例えば係長とか主査がどの程度なのかわからないのですけれども、どれぐらいの程度なのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今幾らだという質問に対してなかなかすぐに明確に答弁はできないのですけれども、管理職につきましては、給与条例をごらんいただきますと、給料表が出てございますので、その5級、6級の職に当たる部分が管理職の給料になりますので、参考までにごらんいただければなというふうに思います。

議員の報酬につきましては、各市町まちまちでございますが、支部は高額でございますが、調査部についても、当町の議員報酬は比較的下位のランクには位置づけてあるのかなというふうには考えてございます。

平均の管理職の給料につきましては、現在手元に資料がございませんので、明確な答弁はできません。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁、しっかりしたやつじゃなくて、大枠、ほんの大枠でいいのですけれども、大体、いろんな諸手当入れないで、この予算書に載っている、何ていうのですか、この一般職級みたいな感じの、ここの部分だけの大体平均でいいのですけれども。それを課長クラスの大体、例えば幾らになるのか。その金額と、あと我々がいただいている報酬のその金額が、どれぐらいの、何ていうのですか、状況なのか。そこを最初に伺いたいのですけれども。

○委員長（菅原辰雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時25分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、管理職5級、6級の職員の平均の給料月額は39万5,000円くらいでございます。議員報酬につきましては、議員22万700円の報酬でございますので、町の職員と比較いたしますと、大体30歳の主事クラスの給料月額に匹敵する額という内容でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、課長の答弁があったのですけれども、我々の報酬はこの相手、向かい側に座っている課長クラスの約半分ぐらい、単純な計算なのですけれども、半分ぐらいというこ

とで、そしてもちろんこういう、簡単に比較することはできないと思います。常勤で働いている給料の方と、我々、年間90日前後ですか、それぐらいこちらに来て勤めている者と。

そこで、お聞きしたいのは、今僻地といいますか、地方部でうちのような小さい自治体で、今後自治体の再編とかがあった場合に、ほかの事例でもあるのですけれども、政治の空白というのですか、特に隣の自治体なんかでも地区から議員が1人も出ていないという、そういう状況の中でのいろんな生活のあれを聞いていますと、当町でも、そういったことはないのかもしれないのですけれども、今後のことを見越した上で、どのような形なのかなど。近隣の支部ですと、先ほど課長の答弁があったように、大分報酬は高いのですけれども、そういう面からしても、何ていうのですか、議員自体も以前ですと、この報酬の額からすると、孫の子守をしながら議員をやるとか、あともしくは、言われているのは、趣味の店をやりながら議員をやっているとか、いろんな声があるのですけれども、その点に関しても、例えば今同僚議員の中から子育て支援、いろんな質問が出ていますけれども、この議員一本で生活していくには、大体どれくらいの報酬というか、だと生活できるのか、そういうところを、いろんな生活レベルもあるのでしょうかけれども、その大体の額をもし、個人差があるので答弁できないというのもあるかもしれない、平均的な子供1人、2人を育てながら、共働きの件もあるのでしょうかけれども、大体の報酬的なものは、どれくらいが必要かということ、こういった議場での質問としてはなじむかどうかわからないのですけれども、もし生活レベルという点でお答えできれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 個々人の生活上、それぞれエンゲル係数が違いますので、一概には申し上げることはできませんので、今野委員のお考えの中ででの、恐らく生活水準だと思いますので、言及は差し控えさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 多分そういう答弁が来ると思ったのですけれども、実はここで伺いたいのは、この場で報酬を云々ということではないのですけれども、もし仮にですけれども、この議員報酬等の見直しをする場合の、この手順というのですか、段取りというか、そういったのはどういったことになっているのか。先ほど私、この議員必携を見て、議長が関係経費を見積もって議会費に組み入れるように要求するとなるのですけれども、こういった見直しをする際は、どういった手続になるのか、最後にお聞きしたいと思います。

私個人というか、思いとしては、議員報酬は人数を削減して、この課長クラスのように倍ぐ

らいにするか、もしくは議員を倍以上にして、報酬をもう5分の1ぐらいに減らすか、その両方だと私は思っているのですけれども、その件に関して最後に伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） なかなか一般職の職員はお答えにくいと思いますので、私からお答えさせていただきますけれども、議員報酬のあり方も含めて、それは議員が、ご自身が一番、どのクラスが議員として活動するのに十分なのかどうかということは、もう議員ご自身のご判断、それぞれ違うだろうというふうに思いますし、それから改定をするについてはいろいろございます。町が、執行部がいろんなもろもろの状況を勘案した上でご提案をする場合。それから、議員定数でもしかりでございますけれども、議員みずから行財政改革特別委員会等もございます。あるいは住民懇談会等々を含めて、各方面からの意見集約をしながら、議員発議という形の中で改正をしていくというような、いろいろやり方はございますので、ぜひ今、今野委員からそういうご提案もございますので、議会の中でもいろいろご議論をいただければよろしいんじゃないのかなというように思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。総務費でもいいのかなと思ったのですけれども、議会費でも同様の予算が計上されていますので、こちらで質問させていただきたいと思うのですけれども、37ページの1目14節使用料及び賃借料で、昨年でしょうか、昨年質問したときは総務費だったと思うのですけれども、仕事をしていく上で大切なものというのに、何物にもかえがたいものの1つに時間があると。例えば移動する場合に、高速、なるべく速い時間で移動していただいた方が、より密度の濃い仕事ができるんじゃないかというお話をさせていただきました。有料道路等の通行料、それから車両の借り上げ料、これは単純に数字だけ比較すると、恐ろしいことに去年の79倍になっています。

前回、以前ですね、議員と住民との懇談会をさせていただいたときに、議員が視察に行くといった場合に、ちゃんと仕事をしているのかというお叱りの言葉も受けました。それを充実したものにするためには、議員一人一人が心構えをしっかりしなければいけないと思うのですけれども、その補佐的な意味で、こういった移動手段を確保していただくということは非常に重要だらうと思いますので、去年よりも増額されておりますので、ここに至った経緯、もしくはここに対する考え方、確認しておきたいと思うのですが、いかがですか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 2款の部分でも一般管理費に出てまいりますので、今回、有料道路

の通行料につきまして予算増額で計上してございます。昨年、後藤委員からご質問があつた際、仙台圏、特に県庁等に出張する場合が多いということで、時は金なりだらうということで、なるべく短時間で目的地に着いて、用も済ませてすぐに帰つてくるためには、やはりできるだけ、せっかく高速道路があるのだから、それを利用したほうがいいだらうというご指摘もございまして、当局でもそれは当然考えていくべきだらうし、また本年度中に小森にインターチェンジが開通されますので、4月以降、基本的に有料道路区間で県庁の手前までの区間につきましては、なるべくそこを利用して、短時間で業務の遂行を終わらせて帰つてこられるような、そういう配慮をしたいということで担当には指示をしてございます。したがいまして、必要経費として予算を増額で計上させていただきました。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2つの考え方があると思います。そこに対して予算をつけたのであれば、それに見合った働きというのも、もう我々もしていかなければいけないと思いますので、我々もやりますので、そちらもやっていただくということだらうと思いますので、一言申し添えて質問を終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、37ページから59ページの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、37ページからは、2款総務費1項1目一般管理費でございます。一般管理費そのものにつきましては、前年度と比較いたしまして6.1%ふえてございます。本庁内総務管理系の職員の人事費、あとは全庁で使う消耗品等の計上でございますけれども、一番予算的に増額要因となっているのが、やはり全国から派遣職員の支援を受けてございますので、その支援職員に係る人事費等の総額の計上が多うございます。各種手当、特別旅費、車両借上料等、全部合計いたしますと14億円、この一般管理費の中に包含されてございますので、この金額が一般管理費の増額の要因となってございます。4月1日の予定でございますけれども、全国50団体から110名の派遣職員を受け入れる予定でございます。

続いて、41ページをごらんください。

2目の文書広報費です。これは町内の発送の文書に係る郵便料、それと南三陸広報、広報紙の発行に要する経費が需用費、印刷製本費に計上されてございます。印刷製本につきましては、本年度160万円ほど増額になってございます。その理由でございますが、各地各所の公共

施設、本年度開設してまいりますし、三陸道の開通もある。また、合併の10周年ということもありまして、広報の特集号を企画してございますので、その関係上、印刷製本費を増額で計上してございます。

3目の財政管理費につきましては、前年度と同額でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤秀一君） 4目の会計管理費ですけれども、前年度より2万3,000円ほど減になっております。内容につきましては、報酬で嘱託職員1名、それから需用費で印刷製本費、これは全庁的に使います封筒等の印刷を見込んでおります。それから、使用料及び賃借料ですけれども、パソコンを支払いの関係で七十七銀行のサービスのほうから1台お借りしておりますので、その利用料というようなことでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 42ページ、43ページの5目財産管理費でございます。これは庁舎、その他町有車両の管理経費でございますが、前年度と比較いたしまして9.4%ふえてございます。750万円ほどふえてございますけれども、その要因は、13節の委託料の下段のほうに、公共施設環境整備委託料550万円計上してございます。これは吉野沢団地内の今年度は支障木の伐採を予定してございますので、その経費の計上が増加要因となってございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 44ページをお開きください。

6目の企画費でございます。この科目は総合計画、あるいは各種審議会などの開催に伴う所要の経費、並びに広域組合の事務費の負担に伴うものでございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（佐藤広志君） 45ページ、7目総合支所管理費でございます。歌津総合支所施設の管理経費の所要額を計上しております。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 交通安全対策費ですが、こちらのほうは1節報酬、旅費等において、交通安全指導員18名の報酬及び費用弁償等を計上しております。
それから、46ページをお開き願います。

防犯対策費であります。こちらのほうは、防犯灯の電気料、設置費用等の経費を計上しております。前年から比較しますと148万円ほど減額しておりますが、主な理由としては、工事請

負費、備品購入費の減額であります。

10目の危機管理対策費であります。こちらのほうは、防災会議、地域安全指導員、安全・安心なまちづくり推進会議に関する委員の必要な諸費用を計上しております。以上です。

○委員長（菅原辰雄君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）47ページ、11目電子計算費でございます。現在、役場行政事務のほとんどが電算化により執行されておりまして、その関連費用が次のページにまたがって一通り計上されております。比較で約4,000万円ほど前年よりふえておりますけれども、その理由は共通番号制度への対応、いわゆるマイナンバーでございます。それに伴った制度改正に伴うシステムの改修の費用がその理由でございます。

49ページの12目まちづくり推進費でございますが、まちづくりというその名のとおり、まちづくりに関するイベント、あるいは各種行事への支援的な予算が中心となっております。27年度は合併10周年ということもありますので、13節の委託料に所要の経費を計上させていただきました。

めくって50ページ、13目地域交通対策費、これは町民バスの運行に要する費用ということでございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君）町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君）50ページ、徴税費1目税務総務費でございますが、こちらは人件費、職員の給与等ということでございます。

2目の賦課徴収費につきましては、賦課徴収にかかる経費ということで、嘱託職員の報酬、それから固定資産関係の鑑定業務等の委託関係を掲載しております。

続いて、52ページでございますが、この中で13節の委託料で、今年度、家屋評価支援システム、家屋の建築の増加が予想されるということで、新たに1台追加を見込んでございます。その他は昨年と同程度の予算措置とさせていただいております。以上です。

済みません、続きまして、53ページ、戸籍住民基本台帳費でございます。1目戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらは戸籍システム等の保守管理、職員給与等を計上しております。

54ページでございますが、14節の使用料及び賃借料の中で、先ほど企画課長が申し上げました、マイナンバーに係る経費、19節の負担金補助もそうですが、そういうた関連経費を計上させていただいております。以上です。

委員長（菅原辰雄君）総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 54ページの4項選挙費でございます。1目の選挙管理委員会費につきましては、事務局の職員の人事費等でございます。2目農業委員会委員一般選挙費、本年度、農業委員の選挙が執行されます。任期満了日が27年の7月19日でございます。

次のページ、56ページをお開きください。

3目宮城県議会議員一般選挙費、議会議員、県議会議員の任期満了が27年11月12日でございます。以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 57ページをお開きください。

統計調査費の1目と2目、共通でございますので説明をいたしますが、統計調査に関連する所要の経費でございます。27年度はこれまで申し上げてまいりましたが、10月1日を閏準備とした国勢調査が行われるというところで、それに必要な経費がほとんどでございます。

以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 局長。

○事務局長（芳賀俊幸君） 58ページの6項の監査委員費でございますけれども、監査委員活動に関する所要経費及び監査委員2名の報酬と職員1名分の人事費等を計上したものでございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款総務費の質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点ほど。41ページ、2目の文書広報費の一番上に、案内窓口臨時職員賃金ということで出てまいります。これは昨年ですか、から設置されている総合案内の窓口のことなのかなと思うのですけれども、設置してその総合案内、設置してから大分年月がたってまいりました。町民の皆さんにどういうふうに受け取られているのかと。実際にあってよかったです、悪かったこと。悪かったことはないと思いますけれども、どういう、今後そこをさらに改善していく必要性があるのか、ないのか、担当の方の所見をちょっと伺いたいなというふうに思います。

それがまず1点と、2点目は54ページになるのかなと思うのですけれども、4項で選挙費ということで出てまいります。農業委員と県議会議員と選挙がありますので、それに関する必要経費だということです。経費については細かいところはおおむね了解する部分でもあるのですけれども、昨今、その選挙の例ええば開票作業であるとか、選挙の管理に関していろいろところで問題が発生して、いろいろ例えればニュースになったりということがあります。当町

でも、今までそういうことを報道されたりということはないように記憶しておりますけれども、やはり体制として見直すべき点ということは少なからずあるんじゃないかなと思いますので、この予算に関連しての質問になりますけれども、2つの選挙を控えておりますので、どういった体制で臨んでいくつもりなのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 窓口案内の関係でございますが、約1年実施をしてまいりました。

当初、職員が見つかるまでは、正職員が2人体制で交代交代でやっておりました。なかなか各課の体制もとれないということで、臨時職員さんを募集をいたしまして、最初から臨時さんお1人というのは、これはもう到底担当の課にご案内することさえできませんので、正職員と臨時さんという2人体制で、後半から臨時さんお1人ということで、なれたころでやっています。毎日日誌を書いていただいておりまして、平均のお客様の利用が、その日によってばらつきはありますけれども、30人ぐらいと思っております。ただ、年が明けますと、申告の関係等々でやはり人数がふえていると。おおむね実は好評でして、窓口案内を置いた理由につきましても、復興後はいろいろな通知が来ると。生活再建、あるいは高台移転等々の相談の通知、あるいは土地の買い取りと。各課にまたがっているものですから、自分がどの課に行ってその通知を処理をしてもらえばいいのかわからないといったようなことがきっかけで、この窓口を設置いたしました。おかげさまで、当初なかなかわかりづらいという意見が逆転をいたしたように思っております。

ただ、やはり職員、臨時職員さんもすべからく行政の各課でやっていることがわかるわけではありませんので、そのときにはちょっとお待ちをいただいて各課の担当を呼んできて、そしてご案内をするというやり方をとっておりますが、大幅にそういうサービスは改善されているというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 2点目の選挙事務の執行体制のご質問でございますけれども、従来から当町におきましては、臨時職員を使わず全てプロパーの職員で選挙事務を執行してまいりました。当然選挙前には投開票事務の打ち合わせを綿密に行いますし、それぞれセクションのチーフにおいてはきっちり責任を持った行動をとってほしいということを厳格に申し添えて執行してございます。

県内某市でそういう不手際がございまして、第三者機関等も動いてございますけれども、当町においては、過去においてもそういった事例もございませんし、正確無比な事務執行を行

ってまいっていますので、今後とも同様の体制を継続して、しっかりした形で選挙事務を執行してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点お答えいただきました。1点目から、総合案内窓口もおむね好評だということで安心いたしました。やはり震災後、いろいろ通知が来たりとか、あと役場に出向いて町民の方が用事を済ます機会がふえていると。それに対して、やはりどこに行ったらいいのかわからないということのつなぎ役だということで、もちろんその窓口で全ての業務内容を所掌するというのは、町長でも難しいことですから、窓口の方にそこまで求めるというのは、これは難しいことだろうと思いますので、それに関しては適切な対応がある程度とられているのかなということは確認できました。

ただ、ここである窓口で行われている、そのやりとりというものが、役場の職員の方々とそうでない町民の方々、もしかしたら町外の方もいると思いますけれども、町民の方々との今後の対応であるとか、今後のつき合い方というものに、大きい示唆をたくさんはらんでいる、含んでいるんじゃないかなというふうに思います。そこで出た意見であるとか、そこで起きたトラブルであるとか、ということをその庁舎全体に行き渡らせて接遇の改善であるとか、ということに生かしていくなければならないと思います。そういった対策を今どのようにとられているのかということをまた追加でもう1点お伺いしたいと思います。その窓口において、大体それで完全に解決したというのであれば問題はないのでしょうかけれども、問題はそういう簡単な問題じやないと思いますので、それを次にどう生かしていくのかという今後の考えですね。27年度はどのようにしていくのかということをちょっとお伺いしたいなと思います。

それから、選挙に関しては、今まで余り問題は起きていないと。その働いて手続に当たる、事務処理に当たる方々をある程度信頼して、口頭での注意でと、注意というか、ということで今のところ推移していくつもりのようですが、やはり問題が起こってからでは遅い部分がありますので、なお一層のその注意喚起というものは必要になっていくのかなというふうに思います。

重ねて確認したいのですけれども、改めてその体制を見直したりとか、今までの手法を変えるというところまでは必要ないというお考えでよいのかどうか、確認したいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 対応につきましては、二通りあると思います。その日、その日、時

点、時点で発生したさまざまな部分につきましては、直接担当課にご案内し、課ごとに対応をするというふうにしております。この窓口案内制度は1年たちましたということで、1年間の総まとめをやりながら、機会があれば課長会議を通じて、こういった傾向があったという部分について共通認識を図りながら、全体的な職員の接遇なり、あるいは必要な対応を、その部分に生かしていきたいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 選挙事務の執行体制につきましては、特段変更することなく、これからもしっかりとした形で対応できるというふうに自負してございます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点目に関しては引き続きということで、1点目は、1年間総まとめをして、それを例えば管理職、課長の皆さんに周知していくおつもりだということですので、それはぜひやっていただきたいと思いますのと、あとは窓口を置いたおかげで、町民の皆さんのが意見を言いやすくなつたという環境があるのか、ないのか。要は、今まで何ていうんですかね、お互いのコミュニケーション不全というか、言って、何か不満があつてということを持ち帰つてしまふと、そこで何ていうのですか、不満が大きくなつたり、私もそう思ったというような人が集まると、1回の不適切かどうかわかりませんが、その対応が町民全体に広がつて、要は役場に行ったことがない人も、役場というのはそういうものなんだと勘違いしてしまうことがあると思うんですね。

そういう意味で、総合窓口で今そういう不満であるとか、今後の改善点みたいなことを拾えているのかということと、拾える場所になり得るのだろうと思うので、そこをこう、例えば何でしょうね、目安箱を置くでも何でもいいのですけれども、意見を言いやすい、改善してほしいところをダイレクトに言いやすいような環境をつくっていくということも、1つアイデアとして必要なのかなと思うのですが、そこはいかがでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 震災後には、確かにいろいろな煩雑な文書、通知がありまして、本当に役場に行ったのだけれども、1回で用が足せなかつたと。課によっては、うちではわからないというようなことで、結果としてはぐるっと回つて、結局その課でできたじゃないかみたいなことも当然ありました。そういう部分を解消するための窓口案内ということでやりました。今委員がお話しのように、そういう不満なりなんなりの部分が、結果として蔓延をしてしまつて、役場に行ったこともないのだけれども、その印象がかえつてマイナスに

なってしまうという部分についての危惧は、まさにおっしゃるとおりだらうと思いますが、ただ先ほど言ったように、日誌をきちんとつけさせておりまして、そういういた町民の声を聞くということはやっております。不満めいた部分というのは、実は正直余り日誌には書かれていません。その担当職員がその時点で対処をしておるとは思うのですけれども、そう大きな問題というのはないのですけれども、ただしつかり声を大きくという部分については、目安箱になるのかはどうかわかりませんけれども、そういう窓口で気軽に言っていただけるような環境づくりというのは必要だと思いますので、今後そういう対応についても考えてまいりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。43ページの中ごろに、G I Sソフト導入というのがあるのですけれども、このG I Sについて。何か地理情報システムとかいうのだそうですけれども、この導入の目的と、その利用についてお伺いしたいと思います。

それから、47ページですけれども、14防災訓練資器材というのがありますとありますけれども、ことしのこの防災訓練の予定をお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） G I Sソフトの関係でございますけれども、ちょっと私も操作はしておりませんで、詳しい情報はなかなかお伝えしにくいのですけれども、うちの財産管理のほうで、地図情報の上に公図上を重ね合わせて、この公図がどこの場所にあるのかということを確認できる、それを使いながら各種の登記事務に役立てているという内容でございますので、ただの公図上だと町内のどの位置かわからないし、山林等の実際の画像も入ってまいりますので、それを登記事務に役立てているといった内容でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 資器材の部分につきましては、昨年度、レンタル等を含めまし

て、コーンということで車どめの関係の部分をお借りした部分であります。

それから、防災訓練ですが、11月5日が津波防災の日ということになっておりますので、予定では11月、失礼しました、11月5日が津波防災の日で、その初めて訪れる日曜日というふうな規定で、平成27年度につきましては実施したいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 最初のG I Sなのですけれども、阪神大震災を機にというような、考えられたものということもあるそうです。これはいろんな登記とかの利用もあるのでしょうかけれども、防災に役立つかなと、ためのものかなと思ったのですけれども、その辺をもう1回お伺いしたいと思います。

それから、防災訓練なのですけれども、地震・津波の防災訓練ということですけれども、予定ではこの年度内にですか、原子力災害の避難計画ができるということなのですけれども、その原子力災害に対する避難訓練が、その避難計画ができた時点でやるのかどうか、お伺いしたいと思います。何か30キロ圏内のU P Z以外、30キロを超えた部分でも屋内退避をするようにとかという、その方針が出されているそうですけれども、その辺の原子力災害に対する避難訓練の予定をお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） G I Sソフトの導入経緯につきましては、先ほど申し上げましたとおり、用地関連事務のために導入した経緯がございますので、ソフトのカスタマイズいかんによっては、例えば防災関連にも使えるかもしれませんけれども、現状では多種多彩な用地対策にも用いているといった内容でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） あと、平成27年度の最初のほうに、津波防災訓練の日にちですが、基本とすれば先ほどお話ししたとおりなのですが、日ごとに言えれば11月8日になってございます。ただし、いろいろ選挙関係等もございますので、その辺との重複した分については、改めて日にちを調整するということになっております。

それから、原子力の訓練の関係でございますが、通常宮城県に、それからU P Z、それからP A Z、理事長と連携しまして、1月の20日の日に1度原子力の訓練はしてございますが、審議につきましては、11月から12月に、差し当たり再度原子力に関する訓練を実施する予定になってございます。先ほどP A Z以外の部分の屋内退避ということでお話をございましたが、当然P A Z内、あるいは区域外につきましても、（「U P Z」の声あり）失礼しました、

U P Z の区域外の部分につきましても、国のはうの指針が現在、改定案が、パブリックコメントをしておりまして、最終的にその屋内退避を進めるというふうなことで作業が進行されておりますので、その推移を見ながら、当町におきましてもその計画の位置づけの中ではつきりと明記したいというように考えております。また、訓練につきましては、県とあわせた形で実施する予定であります。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 とするとまあ、何だ、その原子力災害に対する訓練の予定はまだはっきりしていないと。それと、やはりその前提になります避難計画なのですけれども、しつこいようすでけれども、この見通しをお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 骨格となる部分につきましては、基本的に作成していまして、現在26日に開催されます防災会議の中で、いろんな委員からご意見を伺う予定になっております。私たちも年度内に作成を目指しながら、鋭意、関係市町と事務を進めているところであります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 49ページ、まちづくり推進費の中で、8節の報償費、あるいは13節の委託料について、その合併10周年の記念関係、事業関係が計上されているわけですが、どのような内容のものなのか、それ1点。

それから、19節の負担金の下段で、まちづくり会社設立準備補助金ということがあるのですが、このまちづくり会社の設立内容といいますか、会社の内容を分かれれば詳細に説明願いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、合併10周年の記念関連ということでございますが、まず基本コンセプトとして考えているのは、新町10周年と。10周年は10周年、ただ、まだその復興も途上、途中ということで、どうしようと。今回は余り華美にならないで、祝賀的な雰囲気の行事については控えたほうがいいんじゃないかなという、今担当課レベルではそういう話をしているところであります。ただ、関連の費用は当初予算に乗っけなければというところでございまして、例えば出演者の謝礼の20万円については、郷土芸能の団体が出れば、その団体に対する謝礼なんかが要るんじゃないかなと。

それから、700万円の事業の委託でございますが、一般的に考えられるのは、記念品とか記

念誌とか、そういう刊行物を出したり、それから町の要所に懸垂幕とか看板を立てたりとか、あとはコンサート、あるいは園芸的な催しとか、そういう企画にこれぐらいという見積もりをさせていただきましたので、これからまたその内容を詰めていくことによって補正もあり得るかなと。今現在はそういう程度で考えております。

それから、まちづくり会社の今の状況について詳細にということなのですが、状況、概況的にはお話しできるのですが、まだ詳細にお話しできるまで煮詰まっておりません。ただ、商工会のほうで独自に研修会を進めてまいりまして、商店街を再生させるために国の制度を使わなければなりませんので、それに合わせた商工会のまちづくり会社の設立に向けて、もう去年からスタートをしております。聞くところによりますと、ことしの6月、7月ぐらいに設立のめどが立つのではないかと。そちらに対して今度は町のグランドデザインのまちづくり会社をどうかぶせていくかというところなのですけれども、現時点ではこの小さな町に三セクのまちづくり会社、2つ要るのかどうかというところで、1度検討しております。今年に入ってすぐぐらいに、商工会さんとその辺を協議をして、場合によっては1つの会社の中でやっていく可能性もあるということで、今ご相談を申し上げております。

ただ、町のほうとして、何と何という、その具体的な事業名、会社にしたときの事業名が鮮明にまだなっていないということもありますし、商工会は自分の商店街をつくるという一本道ですから早いのですけれども、町のほうがまだ固まっていないというところもございますので、その辺の調整で少し時間がかかるというような状況です。

○委員長（菅原辰雄君）　高橋兼次委員。

○高橋兼次委員　合併のその記念事業については、今のところ少し流動的といいますかね、結論としては余り派手にやらないというような答弁であったと思いますが、それも賢明かなと思います。ただ、これは合併の記念としては初めてになるわけですか、これは。なかなか難しいところではあるのですが、1つの節目が初めてで、こういう状況ということであると考えにくいところが出てくるのかなと思いますが、そういう考え方で進めていったほうがいいのかなと思います。

そのまちづくり会社については、これもまだ何か煮詰まらないような話の内容ですが、例えばこの2つが1つになった場合に、その会社の何でいいですか、メンバーといいますか、そういう部分において、町内の各産業の団体等からもそれに加わるようになるのか、あるいはその専門の方々だけそろえてやるようになるのか、その辺あたりの考え方というのは、今のところどのように考えているのか、そして人数的なものといいますか、そういう部分にお

いてもまだ詳細な部分が詰めてあるのか、ないのか、その辺あたりお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）一番まちづくり会社を創生するに当たって課題となるところが、やはりどういう事業をするのかというところが、先ほど申し上げましたとおり、一番肝心なところです。その事業を成し遂げるためには、メンバーをやはりそろえなければならない。町内の人材だけでは、これは到底できない。それから、町外の人材だけでもできないだろうということで、その辺の兼ね合いが非常に難しいなと思っております。実際に、町外の何人か、何社に、いろいろ町のほうとしても、例えば経済産業省とか総務省とか、そういうある制度を紹介していただけるような、そういうものにネットワークなりたけている会社なり個人にご相談をしながら今やっているというところでございます。

人数的には数名になるのかなと。5人前後、それ以上抱えてしまうと、やはり人件費などの費用の負担も考えられますし、それからやはりやろうとする事業内容が明確になっていない中で、やはり人数というのは最低限に抑えなければならないというところもありますので、その兼ね合いが少し今難しいなと思っているところです。

○委員長（菅原辰雄君）高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 これから南三陸町の復興、震災からその復興に向かって進んでいる中で、恐らく町をつくっていくには相当中心的な部署になるのかなというような捉え方もしているのですが、いずれにしましても、住むのは最後に残った町民の方々ですので、その町民が描いたような町ができるような、その町民の声が届くような、そういう会社であってほしいなど、そう思いますので、その辺もよく考えながら進めてもらえばなと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君）今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。3点ほど伺いたいと思います。

1点目は、マイナンバーについて伺いたいと思います。ページ数は47ページ、この委託料、9,700万円、昨年はたしか7,000万円ちょっとだったと思うのですが、今回、ことしほとんど9,700万円ぐらいいふえまして、それで9,700万円の内訳というか、各この委託金額と、委託先のようなものを教えていただけるのかどうか。そして、このマイナンバーの分はどの部分になるのか、このあとは、マイナンバーを導入することによって、庁舎内の仕事はどのように変化する部分、そしてあと実際に使う町民の方たちにとってどのようにこれまた変わってくるのか。よく個人の背番号みたいなので、個人情報等どうなのか。その点について伺いたいと思います。あと、2点目は、前者も今質問しましたまちづくり会社について、課長の答弁で大体はわか

ったのですけれども、準備も大変だということなのですが、この主体というか、この会社自体の主体というのですか、これは誰なのか。そして、社長はどういったあれなのか。以前でと、たしか街なかのときはJ T Bさんの何かO B、O Bじゃなくて何でいうのですか、の方を選んで運営していたという記憶もあるのですが、今回どのような形で、主体は誰なのか、社長は誰なのかということで伺いたいと思います。

あと、飛んで56ページ、また今回も県議選について、選挙絡みのことが多いのですけれども、さきの議会費でも聞いたのですけれども、政治の空白ということについて、かつて地元選出の県議がいたのですけれども、前回から空白地帯になって、この4年、県政に関して何らかの行政運営に支障、支障というのも言い方なのですけれども、何らかの支障みたいなものはなかったのか。以上3点伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）先にまちづくり会社の関係で、主体と、それから社長ということですざいますが、社長は現段階でわかりません。それから、主体ですが、現在、先ほど言ったように、商業関係者と行政側とのほうで詰めをしているということになりますので、これは商業、商工会関係と町ということでの構成主体になるのだろうと思っております。

それから、マイナンバーでございますが、最初にお話をされておきたいのですが、これは国の方針がまだはっきり決まっておりません。県庁で担当者会議というのがちょくちょくあるのだそうですが、その都度都度、市町村から、まだわからないのかと、まだ決まらないのかと、それに対して予算が幾ら来るのだということを聞いても、余りはっきりした答えが来ないということで、そういう制度自体、まだ流動的なのだろうと。公にできない理由が多分あるんでしょうね。このマイナンバー制には。私の憶測なので申し上げられませんが、ということではっきりはしていないということで、前提としてこの予算書の中で9,700万円の委託料の中の48ページ、一番上の説明欄に住民情報システム改修委託料というところに金額が書いてございませんが、約4,500万円でございます。これが今回のマイナンバー制に対応するための事前の役所のシステムを、何でいうのでしょうか、改造しなければならないというところでございます。4,500万円の中で、5つほどのシステム改修の仕事があるのだそうです。それぞれごとににはちょっと私は詳細はわからないのですが、12桁の番号が個人に振られるわけで、そういうといったその番号の管理と、それからさまざまな税務帳票とか国保とか介護とか子育てとか、そういう関連性のあるところにその番号のいろんな情報なりデータなりがリンクするような、そういうプログラムをつくり上げていく、そういう仕事なんだろうなと思います。

それから、そのマイナンバーが施行されることによって、庁舎の仕事がどのように変わるかということなのですけれども、これもまだ制度がはっきりしていないというところなのですが、私の思っている範囲で、子供が生まれるとすぐに12桁の番号がつくということらしいのですが、すぐにカードは発行しても、子供は使えないで、基本的に二十ぐらいになってから皆さんカードの申請をするのだろうと。

そのカードを持ちますと、何が便利になるかというと、例えばそのカードの中には、税情報であれ、あるいはその前に名前、性別、生年月日、住所、あるいは所得から国保税、何ぼ納めたかとか全部入るのだろうと思うのですけれども、それを持っていくと、例えば今申告をやっていますけれども、申告のときに、今までですと源泉徴収票を持っていったり、通帳を持っていったり、国保税の納税証明、それから国民年金の支払い証明、介護保険料の、いろいろなその控除対象物、それから自分がどういう形で収入を得たのかという、その給与収入の状況がわかるもの、一式持つて初めて収入と控除という、その結果、還付になりますという1つの手続をこのカード1枚で、単純にはいかないと思うのですけれども、説明の都合上、カード1枚でそれが済んでしまうのだろうと。そのカードには、国保を何ぼ払ったかとか、それからどこどこの会社で源泉徴収何ぼ払ったとかと、そういう細かいことまであるのだろうなというふうには思うのですけれども、その辺はちょっとわからないのですけれども、そういう今まであっちこっち回っていた部分が、全部こういうカードである程度便利になるのだろうというようなことがあります。

ですから、役場の仕事がどうこれから変わるかというようなことは、実際にカードを発行してからということになるだろうと思います。

それから、町民の利便がどう変わるかというところなのですけれども、先ほど申し上げたとおり、そういうふうに、何ていうのでしょうか、住民票でもわざわざ役場に行ってとらなくとも、県庁に行けばパスポートをとるときも、もしかしたらそのカードでサーバーがつながっているからとれるのかとか、そういう利便が上がるのだろうなというふうには思っておりますが、ちょっと正確なところはよくわからないのですが、そういった内容だと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 県会議員の関係でございますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、南三陸町から県会議員を出さなければいけないということで、4年前、今野議員が出馬をいたしまして、大変健闘した、私は結果だったというふうに思っております。残念ながらということでございましたが、今ここでお話しitただくのは、またこの秋に再チャレン

ジをする意欲があるのかなというふうな思いもなきにしもあらずではございますが、幸い地元出身といいますか、南三陸町出身の議員さんいらっしゃいませんが、幸い震災前から議員さん方と親しくおつき合いをさせていただいておりましたので、4年前からもう、4年も前から、うちの町にもたびたび足を運んでいただいておりますので、町の課題等につきましては相談をさせていただいておりますので、ある意味県と、それから地元のパイプ役ということで大変ご活躍をいただいているというふうに認識はいたしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 マイナンバーについてなのですけれども、課長の答弁があったように、国の方針が決まっていないということで、はっきりしないところに突き進んでいる状況だということでわかりました。そこで、12桁のカードということで、何ですか、そのカードはお金のある人のクレジットカードみたいに魔法のカードみたいな感じになるのだとは思うのですけれども、今後この、そういった1枚でほとんどいろんなことができるということになると、現在のこの行政システムというか、ある程度縦割りになっている状況だとは思うのですけれども、そのシステムも導入になった段階で、何らかの形で変わっていくのか、変わらざるを得ないのか、そういったところをちょっと先のことなのですけれども、方向性というか、伺いたいと思います。

あと、町民の方たちにとっては便利な反面、1枚のカードというか、その番号が個人情報として大切なものとなり、ある日から突然ダイレクトメールが来るというような、そういうような状況にもなるような形にも危惧されるので、そういった、何ていうのですか、セキュリティーみたいなものも、この場で聞くのもなんなのですけれども、大切にいければと私は思います。

それで、あとその委託料について、48ページのこの件に関しては4,500万円ということなのですけれども、もしできれば、大分昨年度と違う状況になっているみたいなので、ほかの委託料の委託先と、委託料も後刻というか、後でよろしいですので、お知らせいただければと思います。

あと、まちづくり会社についてなのですけれども、こちらもはっきりしないということなのですけれども、1点だけ伺いたいのは、5人前後を会社として予定しているということですけれども、その会社の給料というか、そのお金はどこから出るのかということをお聞かせ、会社だと、売り上げがあって、そして社員の方たちに給料が出るのですけれども、どういった、第三セクターみたいなのか、どうなのか、そのところの形を今現時点でわかるところ

でお聞かせいただきたいと思います。

あと、3点目なのですけれども、県議選について町長の今答弁があったように、コンタクトをとっているというか、議員といろいろやっているということなのですけれども、そこで1点、関連ではないのですけれども質問したいのは、ちょっとさかのぼりますけれども、26年度の施政方針の中に、県事業としてサンオーレ袖浜の復旧事業が着手される見込みとなっていて、観光業に貢献云々と書いてあったものですから、昨年度の実績というか何か見ると、動きがなかったようにあるのですけれども、私はそこでやはり政治空白地帯のこの県政に対する、それで滯っているのかななんて勝手に思ったものですから、このサンオーレに関する状況というか、伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、ちょっとカード、マイナンバーのカードの関係なのですが、先ほどちょっと説明の都合上、申告という大きな例えをしましたけれども、全てのことがそのカード1枚でということではなくて、何ていうのでしょうか、何でもできるものではなくて、例えば年金事務所に何か申請、用足しに行くときに、住民票とか所得証明を持たなくとも、そのカードとか番号があれば、それで情報をとってやりとりができるというような、その利便が高まるというようなことでご理解をいただければと思います。

それから、セキュリティーにつきましては、これはもう相当の情報をカードの中に盛り込まれるということになりますので、当然総務省を中心にそこは万全のセキュリティー対策を組むものと思っております。

それから、その他の委託料のこの部分ですが、まず委託先につきましては、町の基幹系の業務委託をしているところが、テクノマインドというところがほとんどになります。金額、1個1個申し上げますので、申しわけないのですが、ちょっとメモをしていただければと思いますが、47ページの13節の委託料の97032、これの内訳でございますが、電算委託料、約でよろしいですか。（「はい」の声あり）980万円。その下が町内LANシステム等保守委託料860万円。ホームページ保守委託料140万円。それから、住民情報システム保守委託料、これが170万円。

次のページ、住民情報システム改修委託料、先ほど申し上げましたが、4,540万円。それから、LG-1機器保守委託料33万円。それから、住民情報システム等更新補修業務委託料2,110万円。それから、議会中継システム保守委託料255万円。最後、町内LANシステムの改修委託料580万円でございます。

それから、会社の給料ですけれども、基本的に三セクになりますので、その会社から出るものと思われます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 選挙と絡めてのご質問ではございますが、サンオーレ袖浜のその後の復旧といいますか、復興についての状況をお答えさせていただきたいと思います。

26年度、あそこの場所につきましては、施設につきましては、宮城県の、県の水産漁港部のほうで所管しております、当初は災害復旧で予算を見積もってみましたが、とてもとても施設的には災害復旧予算では直せる規模ではないということから、復興予算交付金に申請をいたしました。なかなか復興庁のほうでは容易には認めさせていただけませんでしたが、ことし2月のヒアリングの際に、町といたしましても、ぜひとも今後の産業復興ないしは観光振興に必要なものであることを熱烈にお願いしまして、やっと認めていただけました。したがいまして、これから以降の形に見えてくるのは、これから以降の工期ということになりそうです。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 まずは、いろんなこの協議会、それから委員会ありますよね。その方々への謝金、報酬、いろいろありますよね。今総務の款でね。この方々の名簿、今すぐでなくともいいから、お昼休みでいいですから、まずもって名簿を、どういった方々がその委員とか協議会の委員になっておるのか、その辺ですね。

それから、順番がまちまちになると思うのですが、45ページの総合支所管理費、管理費ですから、いろんな需用費、役務費、委託料、使用料等々、毎年、毎年といいますか、ここ二、三年なっているのですが、私は以前から総合支所のあり方について再三話をしておりますが、やはりある程度の権限を持たせなければならないのではないかという話をしておりました。権限というのはやはりお金であります。合併当初は30万円でしたか、50万円でしたか、ちょっと記憶がありませんがね、支所で判断して、そのぐらいのお金は支所で判断して使ってもいいよというような予算、あったのですが、今はゼロ。非常に地域住民にとって困るといいますかね、時間がかかると。

要するに、例えば道路に陥没ができたと。そうしますと、やはりちょっとした砂利とか、あるいは舗装とか、10万円か20万円ができる、そういう工事費、話は受けとめてお金がないものですから、今度は担当は本所のほうに連絡をして、本所で今度はそれを協議して、工事

までに時間がかかる。職員たちも余計な仕事をしている。私から言わせると。その場で住民から話があつたら、その場で判断をしてすぐ補修なり修繕なりできるはず。それを一々また本所に伺いを立てて、決定するまでの時間、私は無駄な時間だと思いますよ。言葉ではスピードィー、スピードィー。何がスピードィーですか。言っていることとやっていることが全く逆。私は、そのために何度もこれまで言ってきているんだ。来年度もこれも何もない。我々がここで発言するのは、住民の声ですからね。我々個々の発言じゃないですからね。住民の声、どう聞こえている、聞いているのか。

それから、先ほど前者、まちづくり会社、49ページでしたか、ありますね、お話を聞いていますと、商工会、国の制度を利用するための1つの手段というか、ということで立ち上げるんだと。それに町のほうでは補助金を出すと。180万円計上になっていますが、この180万円の根拠。それから、この会社の役割と目的は何なのか。役割と目的ですね。その辺のところを明確にしていただきたい。

それから、同じく49ページの中に、政策アドバイザー、これは去年も、ことしもあったかな、ちょっと中身が私も記憶が定かでない、50万円、これはどなたというか、誰にこのアドバイザーをしてもらうのか。49ページ、これは委託料でなくて何だった……謝金だ、謝金。どういった方が、このままメンバーの中に、先ほど最初に言った、どういった方なのかね。そして、その目的は何なのか。アドバイスをしてもらう目的は何なのか。政策アドバイザーということですからね。去年もあったとするならば、ことしか、ことしもあったとするならば、その成果はどうだったのか。来年度も計上するということは、その必要性が、これはどうなる、26年度はなかったのかな。これは新しいやつ。であれば、その目的ですね。こういった財源というのはどこから出てくるのか。交付税というか、国のひも付というか、いろいろありますのでね。どういうふうなことでこの財源措置をするのかですね。

それから、46ページに戻りますが、防災会議、先ほど課長のほうから、その取りまとめといいますか、結果は今年度中にというようなお話でありまして、この検証、特に3.11の、23年の3.11大震災の検証を踏まえての、この防災会議でいろいろ今後の防災について検討して作成するということでありますと、その検証内容を見ておるのでですが、事細かくその掲げられております。それに基づいて新しい防災対策、マニュアルが作成されるという形、段取りといいますか、順番になるのでしょうかけれどもね。その中でやはりこの検証する際に、職員の方々からもいろいろ話を聞いた、あるいは地域の行政区長さん、あるいはいろんな団体の方々からも聞いて、これを取りまとめたと思うのですがね。やはりこの中を見ますと、気象

庁が発表した6メートル、これが大きな要因ではなかろうかというような文言も掲載されております。気象庁が地震発生3分後の14時49分に発表した大津波警報における津波の高さが6メートルであったと。その後、5時14分に10メートルという変更と。その10メートルに変更した直後に大津波が押し寄せたと。それで犠牲者が多くなったという、こういった反省があるわけですね、検証した結果が。やはりこの気象庁のこの6メートル、最初から10メートルというような発表があったならば、このような大被害、人命ですね、なかつたのではないかというような反省点に基づいているのだろうと。私も実際そう思っています。

いつかのときだったか、私は話したことがあるのですが、釜石沖20キロ沖で波浪機といふですかね、津波の高さを感知する機械、あれはもうあの20キロ沖でさえも6メートルか7メートルを観測しておったんですね。岸に近づくことによって波高、波の高さが上がるのは皆さんわかると。向こうで6メートル、7メートルを観測して、なぜ6メートルの津波が押し寄せるんだというようなことが、これは後でわかったわけなのですけれども、この話はね。そういうものの検証が大事なのだからと、むしろ。気象庁でも今後の津波警報、注意報を出す際には、津波の高さは言わないで、巨大津波とか、何か発表する文言がいろいろあるんだと思うのですが、何か最近もまた何十センチとかなんとかというようなことで数字が出ているのですがね。その辺の検証ですね。要するに、気象庁の発表は当てにならない、今後も、というような反省にならなきやならないんじやないかと思うんですよ。気象庁の職員はこれを見ていると思いますけれどもね。私はうそを言っているつもりはない。

委員長、ちょっと長くなるので、この程度で委員長にひとつその辺の配慮を。

○委員長（菅原辰雄君）済みません、質問をまだ続けるということでよろしいですか。（「一旦打ち切ります」の声あり）

総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）三浦委員に1回確認をさせていただきたいと思いますが、総務費に係る各種委員の名簿ということでございますが、例えば既に予算上は計上してございますけれども、任期が切れて不在となっている委員もございます。それはあくまで新年度になりますから改めて発令する内容の部分もございますので、現在任期がある、残っている委員の名簿ということでよろしいでしょうか。（「改選になっていないのか」の声あり）実際もう任期が切れて不在となっている委員もございます。（「前の方々でもよいので」の声あり）ございます。じゃあ、もう切っていても、その前の方でもよろしいですね。はい、わかりました。

○委員長（菅原辰雄君） それでは、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時10分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

佐藤宣明委員が着席しております。

三浦委員への答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、まずまちづくり会社の180万円の拠出根拠というところですが、内容的には人件費、それから宿泊費、それから事務所維持費、また町内の活動に車両を使うだろうということで、そのレンタカー相当などを見込んだものでございます。

それから、支所の問題につきましては、基本的には規則にのっとって現在も機能をさせておりますし、権限といいますか、決裁の部分も変わっておりませんが、これは予算のつき方1つの問題なのだろうということで、そういう数字的なものよりも、組織の体制、そこら辺が重要なところなのかなと。職員の機動性とか対応力とか、そういったところに目を配るべきだろうと思っております。

それから、アドバイザーの関係でございますが、今回50万円ということで、財源的には今単費を予定しておるのですが、今回そのアドバイザーを設置する1つの目的として、地方創生、あるいは官民連携という時代に即応できるような、そういった詳しい方をお願いしてはどうだろうかという視点で考えたものでございます。当然その地方版の総合戦略策定をしますけれども、その切り口となるものとか、それからいろいろな情報や人脈もないものですから、そういった部分に詳しいような方をお願いしようというようなことでございます。場合によっては、年度間で補正をする可能性もございますけれども、あわせて国の交付金などがこういったアドバイザー事業に使えるのであれば、予算の組み替えなどもにらんでいきたいと思っております。

済みません、もう一つ、まちづくり会社で、設置する目的とか役割というお話をございました。役割につきましては、現在国の事業で基盤整備をやっておりますけれども、それが整いますと、行政の守備範囲ということで、基本的には民間の事業領域になるということから、そういうものを担える組織をつくるということでございます。何を目的とするのかということになれば、これはもう復興まちづくりと町の活性化ということに尽きると思います。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 東日本大震災の検証について、委員からご質問の件でございま
すが、特に東日本大震災におきましては、大津波ということが発生いたしました。その際に
は、気象庁のほうでも発表の基準というものがございまして、数値的な表現で伝達をしてお
ったところですが、25年の3月からの運用として、改めて巨大ということで、訂正的な表現
に置きかえながら危険性を少しでも国民、あるいは住民にわかりやすいような表現に変えな
がら、現在運用されておるところは、議員お話ししたとおりでございます。

当町といたしましても、気象庁のみならず、当町におきましても、湾内の地形が奥深いとい
うことで、なかなか気象庁の発表するその気象データだけじゃなくて、湾内にも自然観測の
気象状況、観測、あと潮位の観測の状況等がございますので、それらを総合的に勘案しなが
ら、住民の避難に役立てていきたいというようなことあります。一番重要なのはハードの
部分よりもソフトの部分でございまして、避難をいかにその教訓を踏まえながら、早く大き
な地震が起きたときは避難させるかということが一番重要かと思ひますので、今後その点に
つきましては力を入れながら努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 総合支所の関係なのですが、私は予算を支所判断で、主に支所でそういう直接
の要望とかなんとかというのは、先ほど言ったように、例えば少額な工事、要するに道路が
傷んだとか、側溝が詰まったとか、ふたが外れたとか、壊れたとか、そういった少額的な工
事については、支所の範囲といいますかね、旧歌津地区のそういった地区内でのことが起
きた場合には、総合支所の判断でできないかということです。そのためには予算をとるべきで
はないかと。ここに総合支所の判断で使える額を設けてはという質問なのです。職員の機動
力とか云々とかというのは、それでは職員は、機動力がない職員ばかりやっているのですか。
そうでないでしょうと。そうとしか受けとめられませんよ、今の答弁ですと。その規則とか
なんとかと語っているのだけれども、そのお金をそこに預けない規則があるのですか。どう
いうふうな規則なのですか。総合支所にはお金の権限を預けない規則になっているのですか。
その辺、わかりやすく。この第1款だか第2款の、何ぼぐらいかかっているの。

それから、そのまちづくり会社、まちづくり会社の入会費や維持費、経費の分だと。町が会
社を設立するような形になるわけ。出資して。そこなのです。目的は復興のための役割だと。
すると、復興が終われば、その会社は倒産というか、解散するわけ。どのような、目に見え
ないんですよね。商工会はどうなのか、タイアップしているところに話をつけて持っていく

とかという。会社、我々の、これは会社という表現の受けとめ方なんですよね。株式会社なのか、合資会社なのか、ただの名前が会社というのだが、それはわからないんですよね。その180万円、人件費とかなんとかって、準備する段階の人件費、会社を設立するまでの準備する人件費と。準備というか設立までの維持費、経費という捉え方なのかなと思うのですけれどもね。その会社は、できた会社は、あとはどういうふうな事業をやられているのか。私の前の前者もそのことをちょっと聞いたようなのですけれどもね。収益事業を行う会社なのか。アドバイザー的な会社なのか。何の、どのような形なのか、その会社が。その後、運営資金というのはどうなるのか。その辺がさっぱり見えてこないというか、わからない。わけのわからないのに金ばかり予算つけろと言ったって、話になりませんよ。そこをきちっと。まだ社長も、もっともね、準備するのだから社長もこれからできるのでしょうかけれども、その社長を選ぶときには誰がどのようにして選ぶのか。社員はどういう形でどなたを使うのか。やはりその辺まできちっと見えてこないと、180万円を簡単にはい、はいというわけにはいきませんよ。

それから、政策アドバイザー、するとそれは何ていうか、学者さんのような方をお願いするのかな。政策アドバイザーとアドバイザーって語つと名前がね、政策についてアドバイスしてもらうんだけど。そうすると、これは町の予算でなく町長のポケットマネーで出すべきでないのかなと思ったのしや。政策アドバイザーだから。町長ができないからどなたかプロを頼んでやってもらう。だから、町長のポケットマネーでやるべきでないかなと思ったのです。さっぱり具体的な何を、その創生事業、創生事業をやってもらうということなのですか。どういうふうな、予算はつけたけれども、さっぱり中身が見えないんだね。

それから、メンバーは今渡されまして、いろんな検討委員会とか審査委員会とか、さまざまな委員会があって、そこには各種団体長とか名前を連ねておりまして、何といいますか、何があつても、どういうことがあつても、こういう方々がいつもメンバーに入っているのかなというような顔ぶれで、大変すばらしいというふうに思います。これはこれで後でまた質問したいと思います。

それから、防災会議なのですが、先ほどちょっと途中でやめましたけれども、問題はその教訓、一番やはりこういった今後の防災を考える上で、反省に基づく、要するに教訓、これが大事なのかなと。その教訓というものをどのように位置づけて、受けとめてやっているのか。昭和35年ですか、チリ津波あったんですよね。あのときの教訓を生かして防災のマニュアル、マップをつくってきたと思うんですよね。しかしながら、このような大災害をこうむったと。

多くの方々が命を落としたということになるので、その教訓、今後の、今回のこの3.11、どのような教訓を得て、それで今後の防災対策に生かすかということが一番大事。だから、文言ばかりね、これは課長、あなたに言っているんじゃないのだけれどもね、立派な言葉を100並べるよりも、1人の命を助けることを考えなきやならないと。私はそう思うのです。今回の教訓を考えた上でね。

ですから、総括のときも話しましたように、1つの例を挙げて言ったのです。庁舎内の指揮・命令系統、ここにもうたってあるの。災害対策本部が被災し、指揮・命令系統が混乱したと。載っているの。反省の中に。ですから、そういった指揮・命令系統の見直しをしなければならないということだと思うのです。自分の命は自分で守るということで。そういうことなんですね。そういったことも防災会議の中で、ことしに取りまとめるのでしょうかけれども、きっとその辺が文言として、やはり決まりとして、特に行政、この役場関係はやらないと、また同じような被災、被害が起こるのではないかなど、そう思っています。いっぱいまだあるけれども、まず、ではその辺から。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、支所管理費の予算の計上のあり方でございますけれども、合併後の予算決裁、18年度から全部確認いたしましたところ、基本的には庁舎全体、支所の全体の管理経費ということで推移してございまして、そこでハード部分の予算は書かれてございません。また、委員の質問の内容で、歌津地域でのそういう諸般の修繕とか、除雪関係、細々としたそういう管理経費の対応をどうしていったらいいのだろうかというご質問がありましたので、2年前からそのシステムが少し変わっているということなので、その管理体制につきましては建設課長から答弁申し上げたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご指摘ありました、その町道の管理でございますけれども、実は町内を4つのブロックに分けております。歌津、志津川、入谷、戸倉という形で4つにしておりまして、あと再質のほうでご説明をしたいと思うのですが、年間の維持契約というのを業者と締結をしております。その4つの契約で、期間は12カ月ということで、契約の上限を決めまして、各その工事内容に応じてあらかじめ単価を決めていると。総価単価合意方式といいますけれども、契約の上限を決める、それから各工事の、例えば穴埋めしたら1平米当たり幾ら、採石を1立米引いたら幾らという、あらかじめ予想される単価を業者の方と合意をしております。それで、そういう事情が発生した場合は、こちらから指示書という形で

業者に指示を出すということで契約を、一々契約をしないでやれるようにしているというような今の状況でございます。

今の執行状況でございますけれども、基本的には本町のほうにそういうふうな連絡をいただく、または支所に連絡をいただくと。それから、建設課の職員が現場を確認するなりして、業者の方に指示を出しているということになってございます。多分そこの指示を出すまでの時間がかかり過ぎるというご指摘だと思うのですけれども、そこについては支所のほうと協議をして、契約は建設のほうで行いますけれども、実際の執行を支所に任せるとか、いろんな方法があると思います。ただ、予算の計上の仕方については、合併以来、建設課のほうで1本でとっているということでございますので、あえてその歌津の地域内の道路維持経費を改めて分けて計上は合併以来、特にしておりませんので、その辺はご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 改めて指揮・命令等の関係でございますので、ちょっとお話ししたいと思うのですけれども、確かに津波当時以前と以後の比較の部分につきましては、とにかく被災後、改めて防災体制を構築する上で一番重要なのは、それぞれの職員も含めて身の回りの安全をきちんと担保していくことが前提な形での体制運営というものを基本として考えております。特に警報が鳴りますと、全職員体制で対応に当たらなければならぬということで、基本的には災害対策本部ということで町長を主体とした命令系統もありますが、町長不在のときは副町長、副町長不在のときは総務課長というふうな形での指揮・命令が指示されるような形になっております。

総括の際も副町長がお話ししましたとおり、本部の下には10の部を設置しまして、それぞれの役割分担がございます。その中で指揮に当たる管理職を含めて部長、副部長という位置づけがございますので、その資質の向上、あるいは訓練で培った力を発揮できるよう、今後も防災訓練、あるいはそのブラインド訓練と言っている、被害を想定した形での行動をとる訓練がございますので、それらも訓練に入れながら、全体制で取り組めるような体制の構築に努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まちづくり会社の関係でございますけれども、先ほど何度も申し上げましたが、ここの会社の中には大きく2つの目的があると思います。商業部門と、それから町の行政の部門と2つ。商業部門につきましては、既に昨年からずっと独自の研究会をし

て走ってきてている状況です。そこに行政のまちづくり部門を混ぜていただくというような形だとわかりやすいかと思いますが、そういった中で、町側で本来やるべきさまざまな計画策定業務についても、商業研究会の中に一緒になってつくり上げていくというようなことになりますので、それに必要な人件費なり事務所費なりという応分の負担を町のほうがするという考え方で今回この予算措置をさせていただいた次第であります。

それから、政策調整アドバイザーの予算に関してですけれども、これは目的はまちづくりを進めるという観点から、当然町が予算を発すべきものでございます。役割としましては、今回4月から官民連携、あるいは地方創生の推進室をつくると、組織をするというところになるのですけれども、なかなか初めての取り組みというところで、少ない情報の中でよりそのスピード感を持ってやるためにには、やはりどこか中央の詳しい、制度の詳しい方々に当分の間サポートをお願いをしたほうがいいのではないかという考え方で、今回予算を計上させていただいたものであります。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 忘れないうちにというか、今答弁をもらって書きたてられないから、最後の答弁のほうからいきたいと思うのですが、地方創生絡みの推進室で、新しい試みだから、そういった専門分野なども詳しい方にお願いしたいというお話ですよね。その要するに推進室を立ち上げるのに、どういうものをやるかわからないで立ち上げるのかということになってくるんですね。そうじゃないですかね。よその町でも全国的に新しく創生、地方創生法案が通って、新しいメニューが出てきている。よその町でもこのアドバイザーをお願いするですか。全国で何割ぐらいの町がお願いするんですかね。専門のその方を。

この間、私、事務局長を通じて、始まる前に国からのそういったメニュー的なものがないのかと言ったら、局長が、いや、ないようですというお話をされたので、ないのかなと思って、会議に入って何かないのかと言ったら、出されたんですね、これ。皆さんにも配付があって、あるんですよ。立派な骨子とか案とか、国から出されたのを。それで、これも読んだのです。町長ね、50年行政に携わった方でもなかなか中身がわからないと。私が読んだってわかるわけないなと思ったのですが、一応目を通させてもらったのだけれども、何というか、見た瞬間笑った部分というか、出生率は政策展開で変わり得ると。人口減少対策は時間がかかるが、早ければ早いほど効果があると。当たり前の話だもんね、こんなこと。それで、笑ったよ、これ見て。あと、何だったっけ、若い世代は結婚への希望は高く、子供2人以上持ちたいと希望しているとかね。フランスやスウェーデンは出生率を回復させていると。こういうよう

なのは国の政策だと思って、地方にこういうことを言われても、全くそのとおりなのでね。あと何だっけ、人口減少に歯どめをかければ、50年後の総人口は1億人程度の人口を確保すると。それは当たり前の話だよね。人口減少、歯どめをかけば人は減らないよということだ。

こういうのを、この立派な文章にして印刷して渡すということが、どうなんだろうねと思つて今見ているのですが、それはそれとして、その地方創生だけでなく、いろいろとやられるのでしょうか、どうなのですか、そうすると政策アドバイザーという方は、どういった、学者とか、そういった方は見ているんですかね。よそからの。どういった考え方の学者なのか。よく町長が言うのです。学者さんにさまざまありますからって。右と語る人もいれば、左と語る人がいると。どっちのほうの学者さん、あるいは専門的なことの人を頼む予定なんだか。50万円ということで。すると、期間的にお願いするのか、あるいは回数的にお願いするのか。50万円、内容。1回何ぼなのか。その辺はどう考えているんですかね。

それから、まちづくりの関係ですが、商業部門と行政部門を1つにして会社を上げるというお話なんですかね。商業部門というか、行政とはやはりかけ離れるべきだと私は思うんですよ。官民一体ということは、これはこういうことを言っているのかな、私は違うと思うんですね。もう少し官民というのは別なやり方だと思って見ていましたがね。要するに、国の施策でやられる官民、いろんな戦略とかね、総合戦略とかさまざまある。ところが、政府とは別にした外郭団体が民間とのやり方と一緒にコーディネートするというか、やられているんですよ。今回の場合、町そのものが直接商業と一緒にあって会社を立ち上げて中身をやるというのは、これは別ではないかなという感じがするのです、官民というのは。その辺の考え方ですね。どうもこの我が町の施策というか、何かあるとすぐ商工会、何かあるとすぐ観光協会、そのほかの団体はないのかなと思っていつも見ています。もっと前を広く見て、そこだけがこの町をやっている団体でないよということもわかってもらわないと困りますよ。

それから、建設課長、何かあればすぐに本所のほうに来て語ってもらえば、いち早くそれこそはやてのごとく駆けつけて現場を見て、すぐ予算をつけるような話なのですがね、時間がかかるから語っているのであって、言っているのであってね、それもいろいろ諸事情あるでしょう。今は震災ですから特にね。わざわざ志津川から歌津まで行く、20分ぐらいかかるんだ。行ってくるのに40分。それよりもこっちの本所での仕事があるわけだから、それは歌津地区に総合支所があって職員がいればね、何、5分とか3分で現場に行けるんだ。そして見てから確認できるわけだ。そこに時間の短縮ということが出てくるわけですからね、それら

も含めて私は言っているのです。

国もそうですが、既得権益というか、権限をなかなか放したくないんだ。そんなのまねしないほうがいいと思いますよ、町は。住民のためにね。どうすればいち早くサービスが提供できるかということがやはり一番優先されることじやないかなと思うので、いいべっちや、何も支所の方にお願いして、やれることはやって、お金もある程度、100万円なら100万円預けて、これでやってくれと、そういうふうにしたほうがいいと思うんですね。皆さんも楽ですよ。志津川からわざわざ行って時間かけてやるよりも。私は常にそう思っているのです。そういった、それが行政改革。住民のための行政改革になるわけですからね。その辺のところの考え方、いま一度その総合支所の管理体制、責任、あるいは権限、そういったものがある程度持たせるべきではないかなと、それが住民福祉の向上につながるものだというふうに思っています。いかがでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） どうも説明がうまくなくて、多分今委員さんおっしゃったことを私は先ほど言ったつもりなのですが、何か伝わっていなかつたようなので、もう一度お話をしたいと思います。

4つの契約をしております。上限を決めた総価契約単価合意方式という形になりますけれども、それで一々契約するのではなくて、事例が発生した場合、指示書をもって業者に任せると。業者は特定されています。各地区に1社ずつありますので、当然事前に業者は決まってありますので、ここを直してという指示書を出せば、業者が現場に向かうというシステムになっています。

それで、今のところ本所のほうで建設課の職員が行って、現場を確認して、それから業者のほうに連絡しているという状況です。おっしゃるように、歌津の部分を総合支所で受けただけるのであれば、その辺を協議して、その指示を出す部分だけですので、契約はこちちらでやりますので、そういうことも可能かとは思います。ただ、相手があることなので、私がここでやるという発言もなかなかできかねますので、そこはご理解いただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 関連して、なかなかご案内のような状況でございまして、こういった議論について、議会の皆さんと議論する機会がこれからなかなかないと思うので、もう一度合併について話をしておきたいというように思います。過日、行政組織、この条例改正のときにも同様の質問に対して私はお答えを申し上げましたけれども、元来、合併の目的からし

て、行政機能の分散化はあり得ないということが、合併の主たる目的でございまして、そのほうが効率的、合理的な行政運営をするための合併だということでございます。

具体的のそういう問題については、どれほどの問題があるのか、詳しく聞いてはございませんけれども、過日も申し上げましたように、仮に予算を配分しても、どなたがその現場を、例えば支所長であれ、地域生活課長であれ、そういう専門的知識がなければ、当然そのことについては、建設課のほうに当然判断を仰いで対応するというのが組織上の話でございますので、三浦委員がおっしゃるようなことが果たして本当にスピードにつながるのかどうか、これは大変疑問だろうというように思っています。

問題は、そういうことができたときに、今の道路等の維持管理体制をいち早くどう効率的に動かすかということに改善が必要だということであれば、そこは改善はさせていただきますけれども、なかなか、10年を迎えます。志津川地区、歌津地区ということじゃなくて、これからもやはり南三陸町1つとして、こういったいろんな行財運営のあり方について議論していくいただくということが、私は今一番大切なではないのかなというように思いますので、そこはひとつご理解をいただきたいと。

重ねて申し上げますけれども、当時の合併協議のときにいろいろ議論をさせていただきました。いろんな思いがあって、皆さんの合意形成を得ながら合併をいたしましたけれども、あくまでも主たる目的は、そのいろんな事務事業の継続的な事業を行うための、そのために行財政改革も含めて行政機能を一本化しながらやろうというのが、合併の主たる目的だったというように理解をしておりますし、当時合併協議会の委員でありました三浦委員も、そこは十分理解はいただいているというように思いますので、合併の目的等についてもう一度思いを起こしていただければ、大変ありがたいというように思います。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まちづくり会社の関係でございますけれども、2点、まずその会社そのものの構成のあり方というようなことですが、繰り返しますが、商業あるいはまちづくり部門という、その最終的には目的を達成するというところに非常に意義があるのだろうと思いまして、こういう検討を今進めておるところです。その辺に対応する組織を官民連携室というふうにつくるということで、そういった民間のまちづくり会社と連携しながら、初期の目的を達成したいというところでございます。

それから、アドバイザーの関係でございますけれども、今回は町が単独でこういうアドバイザーを派遣をしてもらったほうがいいのではないかということで、よその町でこのような取

り組みをしているかどうかについては把握はしてございません。昨日お渡しした地方創生に係る基本方針の資料を見ますと、委員おっしゃるように、さまざまあります。しかしながら、これは国の施策でありますので、やらざるを得ないということで、それに取り組むために組織化をして、なおかつ専門的な知識を持つ方に応援をいただくということでございます。どういう人かということにつきましては、民間の専門家がいいのではないかということで今検討をしております。

それから、1回何ぼになるのか、あるいは年間のトータルで幾らということになるのか、そこにつきましては、これからちょっと検討をしますけれども、場合によっては、先ほど申し上げましたように、人選の結果、もう少し予算をふやさなければならないというようなこともあるかと思いますので、その時点でご説明をさせていただきたいと、こう考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そのまちづくり会社、その時期的なところは27年度になっての事業ということで、それでそのやっているうちにまた予算が足りなくなる可能性があると。ということは、人件費とか経費とか、そういったことで足りなくなるということでしょうから、設立した後に足りなくなるということですか。今の足りなくなる予定というのは。あくまでも会社を設立するまでですよ、設立、すると第三セクター的な会社になるということ。その辺ですよ。今回は準備のための予算。後に出てくる可能性があるというのは、設立した後の運営の予算ということなのか、どうなのか。

それから、副町長、こういう機会があとなくなるからということでお話が出てきたのですが、合併時の合併協議の内容についても、これは触れてきたし、私も合併協議委員でいろいろ議論を交わしてね、事業、事務事業、あるいは総括的な町としての合理化等々もあって、合併の目的だと、それはわかっておりますがね。協議、いろいろありました、この両方が持ち寄ってのいろんな条例から始まって予算の措置、いろんな、これぐらいあったかな。それで、言いたくないのですがね、せっかく副町長さんが私に対する発言に投げかけてもらったのだから、言わざるを得ないので、合併協議で、100%、それを協議のとおりやったかということなんですよね。10年たちますけれどもね。

私がここで言いたいのは、まあ、やめましょう。それでは、やりますかね。2年以内に役場を建設するということを決めて、合併に判をついたんですよ。ただ、2年、1年半になって、着手する、2年以内に着手すると。建設にね。その覚書というか、協定書で判を押していましたよ。あれが実行されていれば、四十数名という、あの防災庁舎、いまだに建っている

防災庁舎で亡くなる方はなかつただろうなと、そう思うのです。あのときは役場建設検討委員会、メンバーを見ますと、これは町長が あなた、あなた、あなたと。結果は財政難で建設することができないというようなことで取りやめた。あげくの果て。それで、今建設予定地とするところも合併協議会の中で、委員の方々がこの場所はいい場所だということで選定の1つにしたわけですよ。それがね、のように、あのとおりやっていれば、こういった多くの犠牲者が出てなかつたのかなと、そんな思いがしますね。それはまた別な話でありますから、せっかくお話をさせてもらう機会を与えていただいたので言うのですがね。

いずれにしろ、とにかくその地区の方々が不便を来さないように、副町長の話ですと、何ですか、専門家じゃないとそれを判断できない云々というような話ですが、だとするならば、総合支所にもそういった建設的な現場の専門家を1人張りつけてもらって、ぜひスピーディーにスムーズに何でもできるようにやっていただきたいと、そういうふうに思いますよ。

それから、アドバイザー、これはまだ語っていなかつたね。どこまで語ったかさっぱり。どこの町が私どもと同じように、頼んでいるか、頼んでいないかわからないというお話ですが、我が町ばかりかもしれないということだね。我が町ばかり。すると、よその町よりも特殊な何か、やられるのでしょうか。期待していますよ。頼んだほうも頼まれたほうも同じようでは、これはうまくないよ。費用対効果。やはり経費をかけて、経費をかけた分があらわれないのでは、これはどなたかに政治責任をとつてもらいますよ。それぐらいの気概を持ってやってもらわないと困りますからね。

何だ、あと。防災会議。とにかく、課長、結論的には年度内といいますけれども、大体いつごろぐらいにできて、そして町民の方々にどういうふうな周知をするのか。マップとか、要するに避難についてのマップとか、そういうものも一切含まれているのですかね。それまで考えているんじゃないですか。まだそこまではいかない。その防災会議で決定したことの結果というものを出すということ。それを町民の方々に何らかの形ではお示しするのでしょうか。その辺どうなっているのか。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、予算から合併協議の話まで、こちらから何か問い合わせて大変申しわけないですけれども、確認しておきますけれども、合併協議書の中で2年以内に着手するということをおっしゃるとおりです。当時、着工なのか着手なのか、この表現の受けとめ方をどのようにするかということについても随分議論があったことは覚えてございます。いわゆる当時、着手するという表現で合併協定書に協議会の委員さん方に押印をいただいてご

ざいますけれども、ここはそれぞれ各委員の中での受けとめ方が多少違いが仮にあったかもしれませんけれども、その後、着手という表現の中で、新しい南三陸町でどう対応したかというのは、その後の動向についてはご案内のとおりでございまして、住民からなる庁舎建設委員会、これを、検討会を立ち上げて、いわゆる庁舎の問題について着手をしたということでございまして、その結果については合併後2年以内、その検討結果が出て、それで当時の議会の皆さんにご説明、報告をして、合併協定書に対して、その取り組みが違背しているというようなご意見もいただいたという記憶もございませんので、着手をしてきたということでは合併協定書に沿った形で町としてはやってきたという認識でございますので、そこはぜひ、今お話があって、そのことがこの災害との関連で云々ということについては、正直本意ではないというように思いますので、これは当時からかかわってきた執行部の1人としてお話し申し上げたいというふうに思います。

それから、支所における、一時期に支所の合併当時は、今の支所よりも機能が少し、職員の数も若干余裕もございましたものですから、他の分野まで含めて相談窓口的な形で対応できる職員も配置されていたことは事実でございますけれども、その後、合併後3年経過してから大きく行政機構の見直しをしてございまして、今の総合支所の部分になってございます。

ただ、当時は建設課がいわゆる本庁舎の、何でいいですか、組織が大きくなってきてまして、本庁舎の機能が狭くなったものですから、分庁方式ということで建設課の本体が支所のワンスペースを借りて、そこで建設課が執務をしたということも事実でございますから、そのときと今の部分で、特に歌津地域における、そういった道路なり公共物の維持管理にどれだけそこといいますか、違いが出てきておるのかは、いろいろ検討してみる必要はあるだろうというふうには思いますけれども、改めてまたそういった担当職員をそれぞれ分散をして配置をするというふうについては、合理的ではないだろうというふうに思ってございます。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから、防災会議ということで3月26日に予定しているわけですが、今回特に会議の中でご議論いただくのは、原子力災害対策の避難計画の部分でございます。県のほうのガイドラインができまして、3月をめどにいろいろ事務手続を進めていただきたいということで、当町も避難先と調整をしてきたところですが、ある程度の形がつくられてまいりましたので、防災会議に付しまして委員の意見を聞きながら計画策定というものを目指すものであります。

策定後につきましては、地域に出向きながら説明会等を開いて、具体的な内容を説明し、原子

力災害対策に備えるよう、今後進めてまいりたいというように考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 政策アドバイザーの予算については、まだその人選が決定しておりませんので、その相手の方とのさまざまな条件なり契約によっては、途中で補正予算を組む可能性もあるというような意味でご理解をいただければと思います。

それから、まちづくり会社につきましてですが、会社の形態もいろいろな種類があると思うますが、町も一定程度の出資金なりという形での財政負担をしながら、商業施設の再開という部分は支援しなければならないと思っておりますけれども、その後はやはり設立した後の財務というのは、その会社がしっかりやっていくということになるかと思います。

当町でこういった第三セクター的な会社を一度もつくった経験がないと、そういう町でございますので、ある程度時間をかけるところはじっくりかけて後世に負担を残さないような、そういった会社の設立を進めていきたいというように思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうしますと、その会社は第三セクターという形になるということですか。その辺なのです。はっきりと。どういうふうな形なのか。株式会社なのか。我々は会社と聞くと、やはり何か有限会社とか、客観的なものの見方ですよ。株式会社なのかね。そういう内容がどんな考え方で今いるのかですね。それを何ですか、その会社に対しての出資金という、そうなってくると、また会社ですから、どのような会社なのかも関係あるのだけれども、その辺、どのような形になるんですかね。第三セクターというはっきりした形態をとるのか、あるいは会社に対する出資金、出資金で意見は出すのか。その会社の社員も職員のことを派遣するのか。やり方はいろいろあると思うのですけれどもね。さっぱり見えない、わからぬんだね。まだはっきりとわからないと、その内容も含めて。ただ予算つけてくれということなのかということですよ。つけてもらえば、それから考えるということなのか、どうなのか。予算のとり方ってそうじゃないと思うんですよね。

それから、これは副町長さんのほうに、これは残すところあと何日でね、余り、気持ちよく送別をしたいというふうに思っていますけれどもね、合併協議会、この場で議論する場所じゃないということですけれども、それは私も協議員の1人として、当時、着手という解釈、今副町長は、つくるか、つくりないかを検討するのも着手だという解釈でいたと。日本語というのは非常に便利だなとつくづく今感じているところでありますが、建設に当たって着手ということは、測量とか、あるいは設計とか、そういったことが着手という理解でもって、

私の理解ですよ、当時のね、それで判をついたと、当時の歌津議会の委員の方々は、ここに1人しかおりませんが、つくるか、つくらないか検討するのも着手という観点で判断をついた覚えはありません。あくまでも建設に着手ですから。建設やるか、やらないかの、やらない着手じゃないんですよ。建設に当たっての、建設するために着手ということで判断をついたんですからね。そのところを、余りこれを今の段階で言うのなんですが、それだけは理解していただきたいと思いますよ。

防災の会議のほう、よろしくね。

それから、支所、できれば、とにかくスムーズにいけるような体制づくり、そしてできればそこの予算、権限、何も道路だけの問題ではないんですね。いろいろ出てくると思うのです。今は合併して10年もあるけどね、さまざまな予算的なことが、そういったことも含めながら、今後予算的な権限もある程度の、少額でいいですから、1億も2億も要りませんので、100万円ぐらいは自由に、自由というと、何にでも使ってもいいような感じがするけれども、町民のために使えるような、そういったことをやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）まちづくり会社の関係でございますが、会社の形態につきましてですけれども、これも今あわせて鮮明にできる状態ではないと。ただ、三セクなのか、それから株式会社にするのかという部分については、現在株式会社ではどうだろうということで、中心に考えているのですけれども、そこにそのやはり商業活動の部分と、町のまちづくり部分と一緒にあわせ持つということに、いろいろな課題や問題というものもあるということで、そこは慎重に今時間をかけてやっているということでございます。

○委員長（菅原辰雄君）ここで、休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時20分 開議

○委員長（菅原辰雄君）休憩前に続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑ございませんか。

阿部 建委員。

○阿部 建委員 37ページの1目一般管理費、それに関連を含めながら、二、三点内容をお伺いしたいなと。

昨年、前年度よりも6.1%の増額だと。全予算の5%などと。総務管理費。一番多いわけ

であります。そのような中で、本定例会で8,000万円ぐらい、七千何百万円ぐらい減額していきますね。補正でね。その中で、昨年よりも増額予算とっていると。中身が違うのでしょうから、それらを説明していただきたい。

それから、説明のとき、派遣職員の関係などがあります、あるからというような説明をいたしたようですが、その派遣職員さんが、その動向といいますか、多くなるのか、少なくなるのか。

それから、今年度で退職する方々、それなりにありますね。一体何名退職するのか。何名の方が退職するのだろうなというようなことです。そして、その派遣職員さんは、今年よりも多くなるのかどうか。何をもって増額の理由がね、昨年のどこが大きく違うんだろうなというふうに思っているものですから、災害対策、そういう災害対策長期派遣職員の関係。負担金などが毎年これは派遣職員が来ていただいている限り、毎年予算が必要です。その内容について、多くなったのか、少なくなるのか、その辺ですね。その増額の理由。

それから、43ページ、何かその吉野沢の陰切りするんだということで、どこをどのように陰切りをする、1,000万円、100万円かけてやるのだろうなと。場所を示してもらいたい。

それから、46ページの15節工事請負費ですね、防犯灯の関係です。これは、これについて、その防犯灯について、私たち総務委員会のほうで防集を観察したのですけれども、防犯灯がなくて大変だというような意見がありましたので、ぜひこのそういう防集の地域には防犯灯を設置していただけないかと、そういうような考え方があるのはどうか、その辺の。

49ページです。12目の13節の委託料で、合併10周年記念事業業務委託というのですけれども、これはどんなことを予定しているのか。700万円ですか。大金を見込んでいるわけですが、どういうような記念事業をやろうとして700万円も予算計上しているのか。

その4点、5点ぐらいですか。余計な分答弁してくれもよろしいので、ひとつよろしくお願ひします。ご答弁のほどお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 私のほうから、4点ほどたしかございましたので、順を追ってご説明申し上げます。

まず、26年度の最終補正で一般管理費、委員ご指摘のとおり、減額補正してございます。これはご指摘のとおり、派遣職員に係るいわゆる人件費等の経費でございまして、26年度当初予算でおおむね120名程度の受け入れを予定して、もちろんの経費を計上してございました。特に大きいのはやはり災害派遣の負担金の部分でございますけれども、今現在107名の派遣を受

けてございまして、それも年度途中で次々にふえてまいりましたので、当初120名分の、総額でとつておりましたが、個々の派遣職員の年間の給与総額もまたまちまちでございますので、3月をもって最終整理をいたしまして、減額補正といたした次第でございます。

今度は当初予算でございますけれども、一応目的といいますか、目標的には今年度も一応120名の受け入れまでは一応予算的には確保したいというふうには考えまして、その部分の予算計上をいたしてございます。ただ、いま派遣元からご報告をいただいている中にあっては、50の団体から110名のお約束を頂戴してございますので、復興事業のピークが大体本年度から来年度という形になりますので、今年度をマックスと見越しても問題はないのかなと思いますけれども、おおむね120名程度の派遣職員はことしと来年は必要なだろうなというふうに思います。

ただ、今年度の最終補正におきましても、年度間の調整がございますので、少なくなることはないと思うのですけれども、余剰な部分につきましては、また最終整理で人件費の調整をさせていただきたいというふうに思います。

次に、退職者の人数でございますけれども、病院職員と、あと任期つき等の職員もあわせまして、本年度22名退職する形になろうかと思います。

あと、吉野沢団地の場所でございますけれども、給食センターの脇あたりから団地へ上ってくる道路沿いの右手側、そこに雑木等が生えてございまして、行政区の区長さんから、ここはちょっと伐採してほしいという願いが出てございましたので、新年度予算が通過次第、その処理に当たりたいというふうに考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） 私のほうからは、防犯灯の設置工事の関係でございます。防集で整備された団地につきましては、段階的な防犯灯の設置を進めております。本年度につきましては、14団地108基を防集団地に設置しておるところでございます。平成27年度につきまでも、団地の完成等を踏まえながら、適切な防犯灯を設置したいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 合併10周年記念の行事ということで、先ほど予算の説明でも触れましたが、改めて申し上げますが、コンセプト的にはまだ復興の途中だということで、余り派手にせず、頭に合併10年という冠をつける事業程度にとどめたいというようなのが基本的なところです。現在、担当課内で考えているのが、記念品になりますか、どういうものかというのは

これから考えるのですけれども、記念品をお配りをしてはどうかと。それから、歌謡コンサート、昨年来ずっとやっていまして、非常に高齢者の方がベイサイドアリーナに物すごい時間から並んでいるというようなこともあって、ぜひ仮設住宅でつらい思いをしている、そういう方々に喜んでもらえるような企画もいいんじゃないかというようなことです。

あと、子供たちに10年後の町を想像したらどんな町になっているかみたいなことで、絵画展といったらいいのでしょうかね、絵を描いてもらう、そういう展示会なんかも夢があっていいんじゃないいかというような程度で今やっておりますが、なお具体的になりましたらお示しをしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 職員の関係は本年120名だと。現在107名を、こう予算化していると。その中で、110名は確保できる、来ていただくんだなというようなことによろしいですか。

それと、退職職員が22名と。これは派遣も含めてというような内容ではないんですね。派遣じゃなくて今の総務課部属というんですかね、の関係の22名なのか。そこで、それでは新規の職員を何名一体採用する考えでいるのか。その辺。

それから、関連になりますけれども、国家公務員の関係が国会でもいろいろ議論されました、職員の給料が幾らか、本当のちょびっとだけれども低くなつたと。その中で、今度は手当が若干高くなってきた。そのようなことの差額といいますか、本町にとってはどういう影響があるのか。私はここに、この附則にもありますからね、見てはいるのですけれども、あなたの、ざっくりという言葉を使いますから、ざっくりとした答弁をしていただければいいなと思います。

合併の話を余り今語ってもしようがない、語りたくないのですけれども、合併時の職員から何名ぐらいこの10年で職員数が減ったのかなというようなことで、先日副町長がちょっと伺いましたが、ひとつはつきりとしたところを、いわゆる合併効果なのです。合併効果の分ね。合併はまず職員を減らす、人員を減らす、町長を減らす、当時は助役だ、助役も減らす。これが一番ですので、そのような内容であったのですけれども、計画どおりに進んでいるのかどうか。合併のその効果がね。その辺であります。

それから、私はもう今、これからも説明があるでしょうが、職員の派遣の関係。

この吉野沢の関係ですけれども、どの辺を言っているのだが、判断がつかないのでね。みんなわかったたいが、わかりませんよ、この説明では。もう少し詳しくね。右側のことは間違いないと思うのですが、右側はわかっている、どこら辺の右側なのかね。道路の関係なのか、それ

とも人家の。

防犯灯は現在検討中というようなことで、よろしいと。

それから、記念事業の関係も大体、おおよそわかりました。

それから、今までの説明の質問をしないことを1つ、2つ思い出したので、質問したいと思います。

50ページの13節のこの災害臨時バス運行委託料です。これは防集が建ちまして、このダイヤ変更がなされたようですけれども、増便の必要がないのか、どのような内容になっているのか。昨年と比較してどういうものか。やはり買い物その他大変になってきてているわけで、その他町民の利便性を考慮したバスの運行をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、52ページの23節のこの看護料ですか、あれ。の還付金840万円、これは税務課長さんの関係だこの、これは誤ってもらったの返さなくてわかんねということなのか、この意味についてね。何のためにこういうものが生じたのかね。

それらについてもう一度ご説明を願います。

○委員長（菅原辰雄君）企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）ちょっと手順、前後しますが、私のほうで、バスのほうを先にお答えさせていただきます。

町内11路線走っておりますので、昨年との比較は、運行状況は同じであります。ただ、随時ダイヤ改正を行わせていただいておりますが、その理由でございますけれども、復興の関係でしょっちゅう道路事情が変わることで、バスの利便性を確保することももちろん大事なのですけれども、やはり乗客の乗降、安全第一というところで、ダイヤ改正を行っております。停留所が今までよりもちょっと2分、3分変わるだけで、全体の運行のルートがトータル的に10分、12分変わるとかと、そういう意味でのダイヤ改正をさせてもらっていますので、そこはお客様にご理解をいただきながら、今後も運行に努めてまいります。

○委員長（菅原辰雄君）総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）今のところ、新規の採用職員の予定数でございますけれども、保育士等、技術にもございますけれども、まずこれは18名の採用予定がございます。それと、合併当初の職員の定員の適正化計画と比較して、今現在どうなっているのかという状況でございますけれども、19年の3月にこの定員適正化計画を策定した段階では、18年4月1日に259名職員がありました。それを23年の4月1日までには20名少なくするという計画でございました

が、ご承知のとおり震災がございまして、一時期にそれ以上の職員が亡くなつたということもありまして、もう既に23年の段階で数値を大きくクリアした状況でございます。

計画上、26年度末で214名の予定でございましたが、現在203名の町職員でございますので、既にその段階でも11名多く定員適正化が進んでいるという内容でございます。

それと、吉野沢の場所でございますけれども、支所長が詳しくわかっていると思いますので、支所長に答弁していただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（佐藤広志君） 吉野沢の公有財産の維持管理工事ということなのですから、町道石泉線から吉野沢のあの団地ありますのですけれども、団地の進入路の、先ほど総務課長が右側と言ったのですけれども、上から見れば右側で、下から見れば左側なのですけれども、のり面、桜のあの木、大分テングス病にかかっています。そのほかにのり面の灌木というのでしょうかね、余り育たないような木、もうもだやまなっていますので、それを整理してくださいということで、石泉の区長さんから言われていましたので、そののり面を整理するということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私のほうから、還付金の内容でございますが、この還付金の内訳の主なものは、法人町民税でございます。26年度におきましても、法人税割の修正申告等が、法人税のほうで修正申告等が発生して、540万円ほどの還付を見ていると。この辺を推測して、来年度も予算計上させていただいたと。その他については軽自動車、住民税等についてはやはり還付申告だったり、修正申告、またはさかのぼって車両の減免等を受けた場合、還付の対象となってくるという、それらを見込んで計上したものでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 職員の動向ですけれども、災害が発生いたしましたので、もろもろの内容からほとんど減っていない、多くなつたというのかな。15名ぐらい減っているというような解釈。（「56名減っている」の声あり） 56名。あれ、耳少し高く語ってくれれば。56名が減っているということですね。はい、わかりました。56名減ったのね。私はさっき質問したか、しないかわかりませんが、職員のパーセント、聞かないふりをしているのだが、その辺についてひとつざっくりとてちゃんと言っていますので、ひとつ説明していただきたいと。

それから、吉野沢ね、支所長おりますがね、そこも必要だと思います。陰切りというのか

な、何でいうか、そういうようなね。

それから、その上に上がり切って集会所がありますね、もとの古い集会所ね。あれからちょっと行って、今度は農協のハウス、ビニールハウスがあるほうに行くと狭いところがある。その右側にね、ゴロ石がこういう大きいゴロ石が何個かあって、そこが物すごく木が太くなつてあの辺の住民がみんなで、ここを何とかしてくれというようなこと、私も言われていました。忘れていて今思い出したのですけれどもね。そもそもこの際、よく調べて追加予算は追加しても、何とかそこを、よく内容は阿部敏克君あたりは、全然日が当たらないんですよ、いつも。あの辺も切るように、支所長忙しいだろうけれども、現場を見て、あそこに住んでいる方々の意見を聞いて、できるだけ希望に、要望に応えていただきたいなと思います。

あとは何だっけな、バスの関係は、そうするとこのダイヤが、というか、私はこの金額について、3,800万円、この予算額にはどうなっているのかなと。これらも伺いをしなかったかな、しないとすりやその辺もついでですので。

それから、過誤納のその税金の還付金の関係、多少は修正がこれは出ていると思いますけれども、少し金額が大き過ぎるんじゃないかなだと思いますけれども、ことは半分ぐらいでしょう、この。最初からこういう800万円も1,000万円も、そういう修正になるのか、そこらも見込んでとるのが予算でしょう。だと思いますがね。少し多過ぎるんじゃないかなと思いますがね。これが税務課長としてはベターな計上であるのかどうかですね。

それらについてもう1回。あとは質問回数終わりですので、答弁を願います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほど給与改定の影響額がどれくらいなんだというご質問が答弁漏れしてございました。この予算書の158ページに、給与費の明細がついてございまして、給料及び職員手当の増減額の明細という表がございます。給料と職員手当がそれぞれ昇給に伴う増減と、その他の増減とあるのですが、特に勤勉手当につきまして支給率を改定してございますので、ここに記載のとおり、そのほかの要因も入っていますけれども、予算的には3,500万円ほど影響額としてふえてございます。給料については1,000万円ぐらい、給与改定でマイナス改定はいたしましたけれども、3年間の現給保障制度があるということもあって、その影響額が1,000万円と見てございますので、合わせまして4,500万円ぐらいの影響額というふうに捉えていただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 予算額についてのご質問でございますが、もちろん適正な賦課

に努めているわけでございますが、なかなかそれによらない要因が、法人町民税等の場合ございまして、25年度につきましても同様に500万円を超える還付金等が発生しております、還付する際に予算が不足することのないようということで、このような措置、金額を計上させていただいております。

なお、詳細等、今後につきましては、適宜補正等で減額なり追加なりという対応をさせていただきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） バス代でございますが、ことしも去年も3,800万円の予算で運行をしていきたいと。ちなみに台数ですが、7台、土日休みです、土日休みの7台で1年間の運行の費用が3,800万円ということで考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 総合支所長。

○総合支所長兼地域生活課長（佐藤広志君） 総合支所のほうの所管ではございませんけれども、地区の方たちと区長さんを交えて相談しながら対応したいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。1回目の方、なかつたら2回目を指名しますけれども。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。先ほどお話をありました49ページの政策アドバイザーの件なのですが、この間いただいた資料の総合戦略骨子案というのがあります、その最後のところに（5）として国のワンストップ型の支援体制、どう政策のメニューかと。この中に日本版シティーマネージャーというのがありますけれども、この政策アドバイザーは、このシティーマネージャーだと思っていいのでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） その資料に記載のシティーマネージャーと、今回町が独自に考へているアドバイザーは別でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにありませんか。

なければ、2款総務費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、16日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会す

ることとし、16日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時50分 延会